# 知らない間に消防法令違反

### 建物の増改築やテナント入居等で消防設備の設置が

### 必要となる場合があります!

消防法では、建物の構造、面積及びその使用形態に応じて、必要な消防用設備等の設置が義務づけられています。工事完了後、違反の指摘を受けると高額な改修費用

が必要となる場合がありますので、計画段階で消防署にご相談をお願いします。

#### 消防法令違反になると・・・

#### ◆公表制度

不特定多数の方が利用する建物(飲食店、店舗等)で消防法令違反があると、有明 広域行政事務組合消防本部のホームページに公表される場合があります。

#### ◆違反処理の実施

指摘事項の改善を行わなければ、「警告」、「使用停止命令」や「告発」により、罰則を受ける場合があります。

#### 実際に違反となった事例

#### 増改築等の指導

- ・建物と建物を接続
- ・建築確認申請等をしていない増改築

#### テナント等の指導

の設置が必要な場合があり ます。

いずれも高額な消防設備

- 事務所だった建物を物販店に改装して営業
- ・テナントビルに飲食店が入居
- ・以前消防法令違反だった建物を購入(借用)して使用

#### 営業前には・・・

営業を始める前には「防火対象物使用開始届出書」の提出が必要となります。管轄消防署までお越しください。

## していませんか?

相談窓口 有明広域行政事務組合消防本部

消防本部 予防課 0968-73-5273 荒尾消防署 指導課 0968-63-1121

玉名消防署 指導課 0968-73-7117

HP 有明広域消防本部

検索

